

Title	慶應義塾所在近世文人書簡筆跡類総覧(五) : 三田メディアセンター貴重書室(その四)
Sub Title	Transcripts of autographic letters and calligraphy works of pre-modern Japanese scholars and poets housed in Keio University (5) : the rare book room in Mita media center (part4)
Author	堀川, 貴司(Horikawa, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2023
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.57 (2022.) ,p.501- 520
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20220000-0501

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾所在近世文人書簡筆跡類総覧(五) 三田メディアセンター貴重書室(その四)

堀川 貴 司

第五十五輯に掲載した「(その三)」に続いて、図書館貴重書室所蔵のものを紹介する。いずれも阿部隆一が『慶應義塾図書館月報』に紹介記事を執筆し、それらは後に『阿部隆一遺稿集』二(汲古書院、一九八五)に収められているもので、適宜参照した。また、安積澹泊・太宰春台を除き、第三四回慶應義塾図書館貴重書展「文人の書と書物」(二〇二二年二〇月)に出品し、その図録に稿者の解説・翻刻を既に載せているが、書誌事項を加え、翻刻を一部訂正している。

安積澹泊斎与大串雪蘭書

132X/581

卷子本一軸、軸長二五・一糎。後補藍色地唐花笹栗鼠(?)

蝶織出緞子表紙(二三・八×二八・〇糎)、紫檀軸頭、外題なし。見返金箔丸雲龍文(?)型押。全七紙継三三四・五糎。冒頭余白部分の第一紙と、末尾第七紙を除き、五七糎前後の料紙を用い、それぞれ中央に折り目がある。現在の装訂になる以前は重ねて二つ折りの状態で保存されていたと思われる。落款印は「安積/覚」(朱陰方一・二糎)「子/先」(朱陽方一・三糎)。四方棧蓋杉箱入り、蓋表に「安澹泊先生書」と墨書。

付属文書は本書簡について述べた立原杏所書簡で、一六・〇×一八・一糎の一紙、包紙入り。澹泊書簡も同封されていたと思われる大きさである。その上書のうち、1は杏所の宛名書きで、2はそれを受け取った人物がそのまま小津桂窓(通

称新蔵)に転送したときの宛名書さであらう。杏所は仲介役で、所蔵者から古物商らしい帰耕なる人物を経て小津桂窓の所蔵になつたと想像される。卷末に「月明莊」印記あり。『弘文莊待賈古書目』第三号(一九五三)九四番に「安積澹泊自筆尺牘」として載る。

安積澹泊(一六五六―一七三七)は水戸藩出身で、朱舜水に学び、天和三年(一六八三)に彰考館に入つて『大日本史』編纂の中心人物となつた学者であるが、この書簡は阿部隆一が推測するとおり、入つて間もない頃、同僚の大串雪蘭(雪瀾とも、一六五八―一六九六)に宛てたものであらう。文中の「総裁」は雪蘭の師人見懋齋であらうか。

一 安積澹泊書簡

日在 公館与同出入、応接酬酢至親至近。然論撰異局、考覈分隊。是以竟席終日、略叙尋常寒暄、商確一二文字、而終不能及他事。地雖閑散、事頗清要、其勢自然不得及他事。不惟其勢為然、揆之於理、在 公不可語私、則 館局一月之交、不如在家半日之談、曲尽肺腑之為快也。因念、《僕》与 台兄相識幾二十年、其間雖有東西契闊、数年不相見者、晦明風雨未嘗不相思、

筆札詞章未嘗不相通。及至近年同奉館職、則情款益厚、得購宿昔休戚、同情有無通共。每有事故、必相訪問、酌其可否而後行之。自謂、扱交得人、有所依託。而時有爽然自失、欲然不足者何耶。《僕》素輕佻、不知修辭檢行、怠惰放肆無所不至。年過三十、始有悔心之萌、又見稚兒嬌女、為之有愧、稍欲改過自新。而立志不高、克己不力、居止言笑、旧習未除、率意乘快、故態復發。每見 台兄謹慎明慤、深懷畏(畏懷を転倒)縮。此其所以爽然自失也。又念、過蒙 誠愛、表裏洞達、忠告善道。非君而誰然。讜直箴規之言、未副所望。此其所以欲然不足也。蓋爽也、《僕》所自取務当求之於己。欲也、所期在台兄。豈可視如路人時然後言。非不知其盛意、而區々之心深有求于此也。去秋分題作詩、品藻古人。台兄詠賂賓王、略寓規誨、有從前習氣痛懲革之語、深中膏肓。可謂頂門一針。此拳雖曰流于唱和浮華無益、而《僕》亦喜其由華得実、以往論來也。又当去冬校讐旧史之時、督促嚴急。朱墨交馳、正謬判誤、実非其任、陳力就列、已為過分。固当患其自治之未及、奚暇及人。而動忘当局之迷、或肆旁觀之言、習以為常久而不悟。頼 台兄特過弊齋、面責其過。開論明審、指示剴切。於是始知從前之非、汗流浹背、愧無所容。靜念其故、《僕》亦非敢好事者、一時倥傯、志慮不純、

為所播奪，輒有是失。此亦率意爽快、操守不固之所致。事之小者，猶且如此。設遇大事，又當如何。嚮非 台兄砭其病根，則忘己徇物之過無由救之，而越祝代俎之譏必無所逃。昌言之賜，於斯為大中心藏之、何日忘之爾。後居諸荏苒，已過半年，其間過言過動，固不遑枚舉。而切偲之言，寥寥無聞。將欲言而未言耶，抑不可而止耶。欲言未言，將來猶有所期。不可而止，目下大有所損。或守斯疏之義，而避煩瀆之嫌，則在 台兄為得，而在〈僕〉為失。得失之間，相去甚遠。〈僕〉雖不肖，非無鄙人之質成風之斤。不憚數數下手，則平生志願可謂足矣。且如近日、松置諸兄作為文字、布置流暢固已可觀。諸兄不自滿假，就絃裁而正焉。〈僕〉在其側，性又所喜，不免一為誦過。諸兄從而議其精粗，意所不可，不能緘默。偶有一字之得一事之記，則開口容易，略欠縝密，其弊必至讓人文字，輕為雌黃。孟子不云乎，人病舍己田芸人之田。〈僕〉何等人，僅知讀書屬詞，效顰小技，而窮理修身之事，則懵然不講。徒從事於詞章之末，已為可哀。而況薄積而厚斂，多秕而少糞乎。其獲罪於聖門，取笑於識者，亦甚明矣。此皆 台兄所親見而熟知。竊謂，規誨嘉貶，必當速來而至，今未有所聞。所謂欲言未言者，其在斯乎。何其戒於前而緩於後，詳於彼而略於此。抑又有說，台兄每有著作、

必蒙投示，下問懇切。葑菲見采，交友之際，理所當然。台兄或謂，我所為者業已如此，若規輕議他人文字，則於我所施亦有所礙，所以置之不論也。此殆不然。交有親疎，分有所殊。豈可一例視之，使〈僕〉陷于不自知量之地哉。又如前日，台兄撰書目小序。議論精確，簡潔可喜。而又蒙示，相與評駁。適有一二字得其要領者，使〈僕〉塗改，然後質之絃裁。〈僕〉謂，奉 論則其迹稍涉改竄，如不奉 論則佛 盛意。寧被犯分之嫌，不虛謙光之美。用敢下筆，無所回顧。其後論撰繼出，著作頗多，每蒙咨訪，必尽心以對，思有所得，則莫不披陳。蓋恃 台兄視〈僕〉，亦猶如是而已。儻不如是，則講究之義安在，而上進之路永絕矣。雖然，施之親交則可，施之他人則不可。所以不憚瑣屑，而反覆鋪叙也。至於 本館之編修，則事出於 公，不得顧私，尤當窮竭駑駘補萬一。豈得以其親疏為之差等乎哉。又有二事鄙見難解者，敢效愚衷，聊復論次，千慮一得，願審斥之。前月休暇偶訪 貴寓，風裊綠竹，雨熟黃梅，清談竟日，頗有蕭散之趣。語次粗及道學源流，台兄有云，考亭之學長於下註，如易詩四書儀禮等伝註，固不可無至，如楚辭韓文亦有集註考異（この二字補入），此不可以已乎。殆非所長之謂歟。夫考亭之學，義理精微，憂世深遠，所謂為去聖繼絕學，為万世開太平者，斷

無容吻之理、則知一時之戲言耳。然律以名教、則有張子出於思之戒、較以流俗、則不聞少陵可殺之談乎。(僕)特慮、夫道聽而塗說者、為信然而傳之也。其或鑑於世之憤々耳食者、有所激而發乎、亦非所取。優孟抵掌雖逼真、於孫叔敖角巾虛慕固無益、於郭有道識者宜患其流弊、而君子不可為激論究、其要歸不若不言之為愈也。儻或真有所見、而以下註脚為考亭之所好乎、考亭豈好為之哉、誠不得已也。當今之世教學隆盛、惟恐考亭之學不講、考亭之書不行。而樸實敦厚如 台兄者、亦為是言、則恐開鷺湖頓悟之漸、而流於新建良知之說。可不戒哉。三者必居其一、願聞其說。又窺几案間、有如仙經者七八軸。隨欲問訊的知何書、而談論酣暢、遂爾遺忘。後欲訊之原兄、則又不敢。至今懷疑、不能開釈。其非仙經也、固無可言。如其仙經也、竊謂不可。往年嘗聞、台兄時々看仙書、頗好其道。當時以為、台兄素多病、不過借之以為消遣之資耳。然恐說之熟玩之久、不知駸々然入於其中。故(僕)雖不顯言亦潛患之。及至近年、宿痾既蠲、精神益壯、此正勵精勤學惟日不足之時。而 館事鞅掌、力不能給夜窓燈火、六日休暇、研究經伝涉歷史鑑、猶恐不能精微詳切。而方外異端之書、豈可使之接於心目之間哉。其必痛絕之而峻拒之、然後可以有為、可以有成。且所謂以為消遣之資者、亦固陋之言

耳。若直諒多聞之士、則必不如此回護曲說奈。(僕)為學不動、見理未透、求其說而不得、姑為緩辭以解之。良有負于吾友也。大概學士大夫陷溺弘氏者、其故有二。一則高材逸足、懷英時之資、而牢騷困苦不能得志者、愛其荒唐汗漫之說、以積快鬱窮憂之累。一則聰明疏通之士、多厭蚕糸牛毛之學、而欲單刀直入一超万里、自謂、慧心靈根足以識性命、冥搜孤契得以入微造妙、而不知驚于虛無高遠之域。唐宋名公、往々不免此累。至明諸儒、此風尤盛。理學名臣信道之篤、屹如山岳。不為所動者、亦不易多得。端人正士、宜鑑其失而改其轍也。又有能知其非而故說其書者、以為不入虎穴不得虎子、不能擣其巢穴而徒攻乎郭郭。彼肯服于我哉。其說雖似其甚甚難。苟非德立業修以道自正立不回(この四字文末より補入)之君子、則程子所謂、若欲窮其說而去取之、則其說未能窮固已化而為佞者、間亦多矣。然則弘氏之書無一(一無を転倒)可窮之理。縱使塵芥六合夢幻人世、而終無益於民生日用之間。千變万化高妙難測、而其要諦於絕滅人倫之為。吁真可畏而遠之哉。其弊其害 台兄既於戊部小序述之。其言簡而尽、精而覈。是知 台兄決非好其道而讀其書者。但以前聞形似之言、不得不過為杞人之憂、惟 高明亮之。凡(僕)所以望於 台兄者、素遠且大。才識如此其高、文行如此其修、

其所成就豈可量測。更願、研覃經義之奧、倡明道學之旨、使考亭憂勞之心復得見於今日。薄植淺衷如〈僕〉輩者、亦賴薰陶之化而得聞所未聞、則成己成人而無虧欠、而友道之美訪之于古亦無所愧矣。書不尽意、言多不文。余容 面罄、冀垂 炤察。

六月十七日／眷晚弟安積寛再拜／（印）（印）

雪蘭串老大兄〈翰史〉

篇長省略擡頭、故有平頭不分処。又有脱語措注処、多冗不及改写。希 恕。

二 立原杏所書簡

（包紙上書1） 帰耕賢契要用 立原任 （ウラ）封

（包紙上書2・別筆） 勢州松坂／小津新蔵様参人々御中 自

江戸／帰耕堂清左衛門 （ウラ）×

（端裏書） 帰耕賢兄 任

口上

安澹泊漸受則御入手可被下候。先方ニ而御持候事迷惑之由ニ付、二円ニも致度者、埒明不申候ハ、近々御還可被下候。不実

八月十八日

三 「太宰春台書簡」

57X@33@1

卷子本一軸、軸長一九・一糎。後補鼠色地鶉・浅葱菊唐草織出金襴表紙（二七・五×一九・六糎）、牙軸、外題なし。見返紫色地金泥草木雲銀泥霞下絵鳥の子紙。本紙代赭色四周双辺（一〇・三×一一・八糎）有界八行便箋を四枚使用、冒頭にそれとは別に一〇・三×五・五糎の四周双辺無界、中央に「副啓」と同色で刷られている紙を置く。この五枚を並べ、天地・端奥ともに金箔覆輪を掛ける。台紙には薄黄色牡丹唐草百寿刷出蠟染を用いる。料紙・表装ともに中国趣味が横溢する仕立になっている。本文末尾落款印「太宰／純印」（朱陰方一・八糎）。二重桐箱入、外は手前が慳貪蓋になっていて、そこに貼紙墨書「江之内／四号／太宰春台／書面卷／ア」（一・二・五行朱書、三・四行墨書）、内は印籠蓋、身手前に同内容の貼紙、蓋表にも代赭色貼紙に墨書「春臺先生上／雲洞上人書」、素紙貼紙に「紫芝園稿／上雲之上／作與」と墨書あり（この紙の下に打付書あるも読めず）。この貼紙および阿部隆一解題に指摘があるように、「春台先生紫芝園後稿」卷十三に「与雲洞師書」として収め、「不佞」を「僕」に作る。同書には本書簡を含め四通の雲洞宛書簡

を取めるが、これが第一通であり、まだ知り合つて間もない頃のものかと思われる。雲洞は浄土宗僧亮徹（一六九三—一七四二）のこと。第二通に閏九月が出てくるのでこれが享保一四年（一七二九）のものとする、それ以前の執筆であろう。

日有賈人、來伝師兄言、致示答黙上人書稿及黙上人書并詩。居数日、師兄又袖數篇稿來見示。〈純〉時在外。及帰覽之併与前所示書稿、反覆數四、擊節不已。窃恠、師兄修何道、從何處而得茲文章三昧。蓋秋氏之善古文辭者、以予所睹、則有玄海師翹楚叢林、而未聞有接武者也。今觀師兄之文、其接武於海師者、何足道也。即令海師見之、三舍之不知、其必避一舍焉。蓋以年、則師兄之成、少晚於海師。豈非老子所謂大器晚成者乎。然師兄猶弗敢自是、輒必質於不佞。何其恭也。〈純〉則略有所批評者、特以其有一日之長、且不敢逆師兄故也。師兄更挾其所從可也。抑師兄為人善病、而著作以勞心思。或恐非撰生之道。今也文章既成、則不必多作。向後宜少其思慮、以為永年之計。此〈純〉之區々所祈於師兄耳。所示詩文稿及黙上人書并詩、卷束壁^上、応時檢収。余容面^上。面^上。

右上雲洞上人^{（平出）}（猊座下）／大宰〈純〉頓首拜「純」の上に捺印）

四 「金銀吹替意見書草案」

57X351

卷子本一軸、軸長一七・五糎。後補薄茶色地亀甲繫唐花更紗表紙（一六・二×二四・三糎）、題簽無辺雲母引銀砂子散らし料紙に墨書「金銀吹替意見書〈白石自筆〉」（森銃三）、軸頭雲母引料紙包。見返布目型押鳥の子紙に銀切箔散らし。本紙五枚継、第一紙四五・一糎と第二紙から第五紙まで一五九・七糎との間に文面の断絶がある。五枚とも両面書。裏面がより草稿らしい速筆で、難読である。

被せ蓋造り、金具・紐付き透漆塗木箱入、蓋表に打付墨書「白石先生意見書草案」（森銃三）。素紙包紙一枚あり、外紙に「大槻文庫旧蔵／新井白石書簡断片」、内紙に「新井白石先生手翰（印）／断片五片」「五片とあれど長者旧二片也／讀つけのをり帖合して四片となる」と墨書。内紙の印記は「大槻文庫」（朱陽長方六・四×一・八糎）。阿部隆一は内紙の筆跡を大槻如電とするが、一般にこの蔵書印は大槻磐溪および文彦の二代にわたって襲用されたとされ、早くから白石研究を行っていた文彦

に譲られたものか。なお、箱および本体外題の筆跡から弘文荘の扱いと推定されるが、『弘文荘待賢古書目』には収めない。

書名はおそらくそのときに付けられたもので、図書館でも継承されているが、内容は貨幣改鑄のみならず、年貢金納や銅の売買など、経済政策全般にわたり、政策当事者である萩原重秀を批判、さらに表側では政治論一般に及んでいる。『折たく柴の記』の記述によって概要のみしかわからない、白石による重秀弾劾の密奏の草稿ではないかと思われる。

「前欠」はかりとくと御覽被遊、其上ニ某か付札を御見合せ被遊、早々御返し可被下候。返事にも仕候ためニ御座候。必々御覽に入られ候事ハ御無用ニ奉存候。其故は、只今ニ至り候て此□面の通にても、中々なにのせんもある事にてハ無之候。しかるを御覽（平出）も候て、もし〳〵御苦労ニ被 思召候御事出来候ても、今は御□すり候やうもなき事に御座候。とかくニまづ今のうちハ、なに事も楚忽（平出）に御耳にたち候はぬかたがまさり候、ト奉存候が故にて候。必々御無用ニ奉存候。貴公様ニハとくと御覽をき候へば、この、ちの御ためニ可然候間、御目ニハかけ申候。一、此悪銀の事、付札ニもしるし候ごとくニ、去々年か始めて出

候時に〔某〕驚入り、早速貴公様へ申上候へば、貴公様より御たつね候由にて、御役人衆よりなにかたしかなる書付共を出され候て、世上のわる口に相極り候ひキ。その、ちは、某も□□（終り）不入事申上候は、□□

（断絶）

「前欠」此度又伏見より申こされ候も、正大の道理ニかなひ申さす候。惣して、ゆきあたり候て、にはかに取かひ引なをし候はん〳〵と仕候時ハ、必らず無理が出たがるものにて、それよりハ種々の理窟をもとりつけ引つけ申しも仕るものにて候。天下の道理と申すもの、いかなるあしき事ニも一筋の理のなき事ハ無之ものにて候。正大の道理ニあらざるハ、皆々末があしきものニ御座候。理の字ハ筋とよみ申候。木の葉にて試み候へば、そのま、見ゆる事にて候。木の葉を日ニすかし候て見候ニ、皆々筋にて御座候が、真中□一筋正しく大きな筋有之ものにて候。これが正大の理にて候。その外ハ皆々理にても、或は細くちいさく邪にまがりたる理にて候。此所をよく〳〵かんかへ候て、正大の理へとりつき候やうに〳〵と仕り候はねは、皆々仕りそこなひ候事にて候。又正大の理と申すものハ、たとへば富士の山の四方正面ニたゞしくして、大きながごとくのものに候へ

ば、此方の心だに正しく候て見候へば、疑もなきものにて候。あれがこれかとたつね候やうなるものにてハなく候。惣して近來の智者と申すほとの人ニ、正大の理をよく心得候ハありかた候歟。いらざる永物語ニ候へとも、〈某〉事はわかき時より多くの人の数を見たるものに御座候。少しも名のたかき人ニ出合ひ申さぬハ、大かたハ無之候歟。前々御代の時、河村瑞賢と申すもの、町人にての大智のものと申候キ。〈某〉をは別して馳走仕り候て、彼者ハ七十歳に及び、〈某〉は廿歳ハかりニ候ひしに、諸事〈某〉に物申させて、ひたと承候キ。此事ハ瑞賢が子とも御奉公仕候事にて候間、後々も相知れ申す事にて候。少も〈某〉かざり候て申す事にてハ無之候。しかるに此瑞賢事、世上にて人の申すとは〈某〉存しよりハ大きにちがひ候キ。其故は、此ものハかろきより商売人にて、一生の智を利得のかたへばかり用ひなれ候故に、申すほと的事皆々利のかたへ發明ハツイにて、正大の道理ニおきてハ夢ほとも智の及はぬものにて候キ。それ故に廿歳ハかりなる〈某〉に毎度申しくじかれ候て、御尤二候／＼とは申候キ。其後又御旗本にて西山六郎兵衛方事、世上二取沙汰ある智者にて候キ。いかにも一生のとり廻し見るしからず終り申され候キ。某事たゞ一度参会候て見落し候て、

その、ちふた、ひ出合不申候。その参会の時、種々の利口を三時ばかり申され候を承りすまし候て、あとにて〈某〉たゞ一口にて申し消し候ひしに、あひさつもなくその、ちハあなたよりも出合ふへしとも申されす候キ。只今も、西山のことくニ申す人も、瑞賢かことくに申す町人も有之候へとも、中々天下国家の万代の長き策ハカリゴトにおゐてハ、夢ほとも合点参りたるとハ、見も承も及はず候。皆々当座まかなひのつばきにて、矢をはき候やうの事ともにして、当分ハかりよきやうニ候。せめて十年ともたもち候て、世の害もなきやうの事などハ存もよらぬ事にて候。いつも申上候ことく、天下は大器と申し候へば、こまかにちいさき才覚にて、鼻のさきの間にあはせ／＼仕り候て、六十州のうちいつかたぞにて、ゆきつかへぬといふ事もなく、又十年百年の、ち二つかへぬといふ事もなきと申すやうの事、いがてまごかなひ申すへく候歟。これらの事共申つゞけ候へば、〈某〉が申す事ハ道理にかなひ候と申すやうにもまぎれ候て、憚多ク候へとも、如此ニ申上をき候事は、貴公様御事は大切の御場に被成御座候故に、たゞ／＼天下の御為ニハ、貴公様まづよく／＼御合点だに候へばと奉存候が故ニ、憚をかへりミス申上ル御事に御座候。申しすぐしなど候事ハ（以下欠）

【裏面】（ミセケチ部分を【】で括った）

「前欠」らぬ御事に候処を、一人の私智を以て事をとりはかり候ハんと仕られ候事故ニ、さし当り候所にてハよろしきやう二聞え候御事共、一つとしてよき事ハ無之様ニ、（某）など愚存にハ見及候歟。其故は、第一にハ、【御旗本少身の知行替の事】御蔵の米納めの事を【減少にし候て】金納の事【を】増し候事、諸国御料の百姓共、はる／＼御米を廻し候難儀をのかれ、御蔵にふ□米などの御費もなきやう二候て、まつよろしき事のやう二候へとも、天下の御城下ニ御米すくなきと申す事、古聖人の法にてもよろしからぬ事の至極にて、【覇】道の国を富し兵を強くする術にてもよろしからぬ事の至極にて、其上御米すくな候故に■、半分ハ御金にて被下候と申す事ニなり候故ニ、御旗本の困窮の根本ニなり、人々困窮に仕事ニ而、をのつから上へ御恨を申すやうニなり候て、剩又御代ニなり候ても御張■の事に度々ニ上の御心を勞せられ候。その事になり当春なとも、御代々の御例なきもの、御約米をも御金にて御下し■事も出来候。御米ニ御事をか、せ候事は、なに心に事起り候歟。天下の宝ニ金銀■穀と申すものハ、をの／＼そのたひ候て事足るものにて候処ニ、御米をは■たをしれなから、御米をつかは

るへきに、御金をたひられ候やうニなり候故ニ、公儀にてとかく御金ニ御事つかへ候やうニなり来り候故ニ、後々のよからぬ事共出来候歟。しからハ天下衰微の根本の第一と奉存候事。

第二、只今少し廻り来り候御米をも、むかしよりの法を引かへ、入札ニ仕候を廻させ候故に、当分廻し候御物入ハ、事の外ニ減し候やうニ相見え候へとも、入札にてせり落し候ものはかりにて候へは、御米はかり廻し候ては

（断絶）

「前欠」やうにて終り候ハ、日本の御外聞の御ためにもよろしからぬ事にて候歟の事。第五、金銀の吹かへと申す事を、存寄られ□□天下の宝を一倍ニ仕り候て、しかも上の御■用有之候やうニ仕りなされ候処ニ、権現様以来の金銀の法を打やふられ候上に、天下の人の金銀を半分つ、御うはひとり候事にて候故、天下の困窮上下その恨者繼而激し候て、前々代様の万民の心をうしなはれ候事ハ、此事ニしくハ無之候。其上万物の価次第第二高くなり、今に至り候て、なにとそむかしの金銀の法ニいかへしなされたく思はれ候とも、以之外の難儀にて、た、の御事にてハなりかたく罷成候歟の事、これらの事、その材力にて御代々の御法を改め候ほとこの事ニ、一つとしてよろしき事無之候。就

中金銀の法の事と御蔵米の事とは、た、やお（ま）□かの事にてハ、
殿有院様御代迄のことく二仕りなをしかたく候事ハ、甚以て
天下の大害と申すべく候歟。これらの事を以て見候へば、智あ
るにハ似て候へとも、眞実ニハ智あらて、百千年の後の遠慮と
申す事ハさてをき、十年ともちこたえ候ほと智ハなきに似
て候歟。これ四つ。如此に御しめたてくらき事にて、大きな
事を行ひし／＼御事をつまる所はなに事ニ候歟、と世上の風聞
をも年久しく承り候に、惣して御役所にてなにぞ上の御用の有
之度候にハ、その役所の縁手に罷成候と申なし候。今度の御普
請などやう之事につきて物体なき催促など申し出し、上をのろ
ひ奉り候やうなる事を申すも、御普請にて又々物きしけ仕るへ
きと存しつめ候処がくつれ候ニ、はりての事と世には申し候。
これにても御察しなられ候。たかへ之知行所より色々申すとよ
き所がほしく候は、よのつねの人情ゆへに、手入有之候と申候
キ。御材木にても、御金銀にても、様子改り候とその願のもの
共はかりの手入勿論にて候。しかれハ、上へハ御奉公と申しな
し候て、つまる御所は皆々上へノ損御費をかけ候て、さし引相
残り候ては、その分を明め、その下二つき候役人共の土蔵のう
ちをにきはかし候分別とならては申しかたく候歟。如此に三十

年已来、天下財用の利権を一人の手ニとりおさめられ候故に、
天下の町人共其門ニ伺候し候て、此人の氣ニ入れは忽に家を起
し、此人の氣ニちかひ候へは、忽に家をつふし候と存候故ニ、
内々には、公儀にてハ此人を恐入候様候ひし事と罷聞え候。遠
くその津をたつね候迄もなく候。今度長崎銅廻しの事にてその
ま、相しれ候。上■の仰にて町奉行より申ふれ候て、頂銅願ひ
のものとも、彼是多く罷出候時分に、大坂屋久左衛門と申す吹
もとのもの、〔某〕方へ参り候て、物語候ひしハ、【諸国ニ】銅
ハいかにも沢山ニ候へとも、なにと仕り候て、外のもの廻し候
事なり申すべく候歟、存もよらす候と申し候ひし。此事日本の
神を以て一言のありとを申■にて御坐候。これよりはてに候
き事候など存し候ひしかとも、相応ニあひさつ仕り候て、承る
へき事など申させ、承候ひしか、案のことく二頂銅買出し候て
も、平吹ニ吹候事及びて、朝鮮御用の銀子の事ニとり込候とて、
吹候て出申さす候故ニ、ひしとさしつかへ【御■をや■仕り】、
又大坂にても諸国にても、銅をもち候ものとも、次には□吹候
との氣ニちかひ候て、其後々の御すきなり申さす候間、それら
か知へきと□たひ銅を出さす候故ニ、如此なり申候。しかれは、
只今迄のことく二候てハ、外にいかやうの御ためニなり候事を

申上候とも、た、に出し候とも、何心しらすにこぬ事ニハ、天下の町人その心を二け候て、又々文ニある■そこなひのやう二なりてはならぬと身を引キ候て、御うけおひ仕るましく候。こ、を以て見候へは、只今のこことくニ利権を御とらせ候てハ、中々^{（平註）}上の御身にてもよき事を思召のま、になされ、仰せらるゝ事二なるましき歟と奉存候事五つ。此外猶々論し候ハ、猶事多く事長く可有之候へとも、まつこれ迄にても、此人天下国家に害をなし候事ハ、漢の桑弘羊、宋の王安石・呂惠卿など申す【と

も】、別に相かはるへからずとは存し候事に候。就中金銀の事、御蔵の御米の事などは、なにととも早速には仕りなをしたく、殊に万物の価、次第二高くなり、上下貴賤の困窮に及び候事、さりとてハきのとくニ奉存候ハ、聖人のことにはいつはりあるべく候ハ、不及其儀候。もしいつはりあるましく候ハ、堯の御ことには、四海困窮をは天の祿長く終らむと仰られ候キ。たゞ、この所がかなしく奉存候故にて候。これらの所をよく／＼かんかへ候へば、当分御用の滞り申さぬ／＼と申す事候。皆々末の末なる事にて、しかとその滞り申さぬと申す事ハ、皆々後々の大きに滞りの根本にて候事、右二くるしとして、十年もた、ぬうちの難儀たる終ハ分明ニ候。しかる上は、〈某〉などの愚存

ニハ御用ニた、ぬ至極の人と申すべく候歟。去々年ある人の申され候にハ、只今彼人頓死し候ハ、あとにて天下の御用ハひと候事かけ候ハん歟と申され候故、〈某〉もわらひ候て、それハ又其時の事にて候ものをと答候キ。いかさまニもさやうニ申候ハ、さやうニも申され候へく候。相残り候人々とても、人材なく候ともをの／＼相談にて相つとめられ候ハ、御用のかけ候ほどの事もあるましき御事にて候歟。

新井白石書簡

57X/331

卷子本一軸、軸長一九・九糎。後補鼠色地松竹梅織出金襴（金ややヤケ）表紙（一八・二×一九・八糎）、外題なし、牙軸。見返金銀砂子霞引鳥の子紙。台紙に小瀬復庵書簡一通、新井白石書簡四通を貼る。印籠造桐箱入、蓋表打付墨書「新井白石尺牘」、実奥墨流し料紙貼紙に墨書「白石書簡」。年時考証等をペン書した詩箋（末尾に「廿三、一、廿六」とあり）を付す（森銚三か）。本体奥に印記「月明莊」あるが、『弘文莊待賈古書目』に収めない。

付属文書および阿部隆一の指摘通り、内容から享保二年（一七一七）の成立、五通のうち白石書簡四通は国書刊行会本『新

井白石全集』五所収『名山藏手簡』の一部である。その全体については森原章『新井白石研究論考』（同編集出版委員会、一九八三）所収「白石と復庵―新復書簡を中心として―」に考証があり、本資料にも言及、三通と見るべきものとする。加賀藩儒医である小瀬復庵書簡は、白石からの来信を知人に回覧するときの添状であらう。

五 小瀬復庵書簡

一紙、一五・五×八・八糎。

此間段々被 返下候新井殿紙面五通、唯今不残上之申候。以上

八月二日 小瀬復庵

六 新井白石書簡（その一）

三紙継、一七・九×一三四・〇糎。展示会時、池澤一郎氏より誤読のご指摘を頂き、訂正した。

（端裏破継）小瀬復庵様 新井筑後守

尚々明日移居に付、以の外紛冗、疎卒之至恐入候。御有恕

所仰二御座候。以上

如仰連日涼氣催候処、弥御佳勝慰遐想奉存候。老朽病骨を一洗候ためにハ、此涼却而幸甚二覚候。然者、先日進覽候図軸一卷御還被下、被仰下候趣、誠御丁寧之至奉存候。御次手も候ハ、如右申上候由を以て幾重にも宜被仰上候様奉頼存候。即 御封印還壁候。

御別帖に被仰下候

滇南 交趾 安南 占城

等ノ唐音の事、御尋ニ御坐候。如仰占城などハ、チャンパンと申す事に候へとも、これハ唐音とも不被存候。交趾をもカウチと申候へとも、これも唐音とも不被存候。さりながら、此土にて久しく申ふり候事に候。安南をもアンナンと、これも久しく申ふり候歟。た、滇南の事いか、。長崎辺にて申候歟、不承候。幸二深見新右父子居られ候間、近々承り置申すべく候。御次手に候故、存出し候まゝにてまつ申入候。すへて唐音と申候事、心得られぬ事も有之事に候。新右など読書等をも又は俗話なども申され候を承り候に、これハたしかに唐音と申すものと存候。〈某〉宅にて黄檗悦峯と毎々出合にて、新右ことはを通せられ候を、度々承候キ。けく悦峯よりハまさり候様のやう二、

達者にきこえ候。〔某〕如此申候事ハ、音と申す字の事にて候。唐音にて候とて、世の人も申しも仕、又ハ仮字にてしるしも仕候へとも、音の字の所へ参り届く事にも無之候。音と申すは、たとへはうたひものによきギンにて候など俗語に申候やうに、ギンのちかひ候事に格別なる所候。そのギンは、字にてもうつし置れす候。承り候へは忽にわかれ候へとも、申して見候ニ、中々うつりかね候事に候。本朝のむかしより、呉音漢音など申す字音ハ、これ皆當時留學生の口つから伝へ来られ候音に候へは、あしかるへきやうもなく候へとも、今に至ては唐音と申すものに相合ひ候ハ、事の外にすくなく候。これハむかしハ師弟口授にて候故に、さのみ大きにちがひめもなく候ハんずれとも、後ニハ仮字をもてうつし候を私に説習ひ候事よりして、その音を失ひたるにても可有之事に候。但し唯今も長崎辺の通事共の中ニも、南京通事福州通事漳州通事など、其科わかれ候て、以の外ニ一字ノ音ちかひ申したる事に候。とりもあへす、此土にて東西南北と京と語音のひとしからぬかことくにて、彼方ハ殊に大國にて場ひろく候故に、ひとしからぬ音の多き事と見え候。其中福州の音は朝鮮音に似申候方ニ聞え候。南京と北京とは猶々大ちかひにて候。かの占城をチャンハンと申し候類ハ、南方閩

中の音にて候やらむ。これらの所心得かたく候間、深見とよく講究の上可申入候。率爾には御返答に及びかたく候。又深見などの音を長崎へ參候唐人も手を置き、悦峯なども手を置れ候事ハ、深見ハ正音テイインとか申す南京音を学習せられ候。その中ニもまた官家の語にて、長崎へ来り候商人などの鄙俗の音になく候故にて候。大明の世ハ南京より起られ候故、三百年その方音を以て京音とも正音とも申したるにて候と聞え候。これに付、深見と某毎々問对候て、埒の明かぬ事候。某申候ハ、五方の方言同しからず候、たゞ洛陽ハ天地の中にて其音正しく候由ハ、唐よりも申し宋のいまた南渡せられず候時に、専ら其沙汰に候キ、その説により候ハ、大明の代より此かた正音とてたふとミ候ハ、南方輕浮の音、いにしへにいふ所の天地の正音にはあらず候、と申す事にて候。又申上候。明朝の世に、此土の語をあなた音の字にて翻譯し候ものとも、兵書等に多く見え候。それを今の唐音にて引合せ候へは、多くは似もせぬ事のミに候。福州漳州の音にてハ、似よりたるも有之候。惣して外国の俗語を彼方にて翻し候ニハ、その翻し候人の地方の音にてうつし候故に、以の外に相違出来候て、をしなべて唐音にて候とは申されぬ事共有之候。又唐音にても又ハ福州漳州等の音にても、此土

のいろはに字をつけ候へと所望候に、此土の音の無之候いくらも有之事に候。これらの事二よりて、西洋人などは、音字におゐて八天地の間二双なきなど自賛し候事にて候。此等の事委細ニ申ひらき候はんには、日もまたたらぬ事共にて、これらの事に潜心の人ならては会得もありかたくやと存候。あとさきつゝにわかれ候ハぬ事ながら、如此申上候は、御たつね被下候国名、率爾ニ難及御返答候子細をあらく申述るために候。万々其内期拝展候。已上

七月廿一日

七 新井白石書簡（その二）

一紙、一六・四×四四・五糎。料紙は奉書か。藩主前田綱紀に書簡そのものが披露されることを意識して、他よりも丁寧な文言かつ筆写態度である。

昨日者御貴臨、仰を被伝候趣承知仕、御惠賜を奉拝候事、重畳辱次第奉存候。刺、参謝の儀を被 仰下候ニ付而、万緒貴様御指引に奉任候段、尤以其憚不少候。御次手を以て、幾重にも宜様御執成之儀、奉頼候外無他事候。此等之儀為申上、如此御坐

候。恐惶謹言

七月廿七日 新井筑後守君美（花押）

小瀬復菴様人々御中

八 新井白石書簡（その三）

一紙、一六・五×二一・七糎。料紙は奉書か。「その二」の添状というべきもの。

追啓

昨日之 御恩問、過分之至辱仕合勿論ニ御座候。かねて貴様迄申述候子細も候へは、誠に望外之御事にハ奉存候。雖然猶又愚存可申述候ハ、却而不恭之儀に可有之奉存、謹而御惠賜をは奉拝候キ。此後ニ至ても、（某）相応之御用も有之候て可蒙仰御事に候ハ、すべてこれらの御眷顧（平出）に不被及候様ニ、御次手之節よろしく被仰上被置候ハ、可為本望候。返々早速拝謝候儀も無之段は恐入奉存候事に候。已上

七月廿七日

九 新井白石書簡（その四）（冒頭列举の地名のルビは語の直

後（一）内に示した）

三枚継、一八・一×九八・三種。「その二」「その三」と同日付で記された「その一」の続報。

一、此間蒙仰候地名唐音の事、深見翁承合せ候趣は、

占城（チエヌヂン）へヌとかなつけ候ハ、はね候音の終りを結

ふにて候。後皆これに同し。——と仕候ハ平かに引くにて候。引き候に長短候へとも、今日のは皆々長く引く音にて候。

候。

交趾（キヤウツ）へチトモへくと仕候ハ入り候音にて候。

安南（アンナン）

滇南（テヌナン）

右は南京の正音に候。占城をチャンパン、交趾をカウチなどよ

び候は、漳州音を此土の俗又訛り候様之由に候。

一、長慶院殿御事たつね候ハん書有之候。昨日御覽のことくの体に候へは、携来り候書も多からず、早速難及御答候。追而御

国へなりとも可申上候。

一、北朝補任撰述候人、未承及候。

一、玩翫二字の事、昨日申上候ことくに唯今までなにもなく

見過し候事故、御答に不及候。千万慚愧之事に候。通用の事候由は覚なく候。但し玩の音の下に翫の字収められ候事に候。いかさま二字のわかれ候子細はあるへく候歟とも存候。これ又如此の事論弁し候もの、有之候。藏本等うつし候上に猶又可及御答候。

右之外

一、風土記の事、昨日も申上候ことくに、文永の比すてに官本も殘闕と見え候。所見はたしかに中原師行の説見覚候事有之候。しかれば此書亡失も年久しくハ見え候。某など見及ひ候うちに

は、出雲国風土記を全本と存しなし候。其余はわづかに郡郷等の事を記し候多少を以て、かれこれよりはまさり候歟と存候事のみに候。それにつき一事申上置たく奉存候。所願ハ（某）唯今に至り候て、学文の事など精力も衰はて候て、志もまたひとしく衰候事に候。雖然書生の習氣とやらむ申候へは、今より後に余生も候ハんほど、此事ならては日月を送り候はん事もなく候。しかれば、夙志を償ひ候とやらむ申す事のことく、むかし志の候ひし事ともの中、一二事をも講究候ハんハ、老後の業とも申すべく候歟。しかるに異朝の事等ハあなたに代々の先達うちつ、き、發明せられ候事多く候へは、た、其書を博く覽候ハ

ん迄にも可有之候。本朝（平出）の事におゐてハ、いまた先達にそれら

の撰述有之候人も多からず候にや、承りも及はず候。或は家々の日記、或は近世の公事の沙汰などにハ、精練の衆中今とても絶す可有之候。これらハ堂上の方々には習熟もなくしてかなふましく候へとも、某式のことき、それらの事習熟し候はんハ、所謂屠龍之技を学ふの類に候。さのミ心を費やし候に及ふへからず候か。た、ねかはしく存候事ハ、経国の典故にて候。それらにつき候ては、本朝の律令格式、類聚国史、風土記等の類ハ、たとひ残篇に候とも、見及ひたき事に多年夙志候へとも、かねても申上候ことくの〈某〉等の事に候へは、其夙志を償ひ可申やうもなく、老後の今に至り候。此余は、鎌倉京の代々に奉行の所職に係り候事をするされ候文之類、これ又見及ひたくは存候ひし事に候。もし貴府御蔵本のうち、別義を以て傍観をもゆるされ候御事も候はんには、いかなる御恩眷（平出）にもかふへからざる御事に可有之候。これらの事申出し候も其憚すくなからずは奉存候へとも、其事の成否ハ天にかゝり候事、細大ともに同じ事に候。愚願之ほとひと通りまづ吐露情願候迄に候。御聞置き被下、万一これらの事をも申候由被仰上可然御時節も候ハ、御機嫌を以てよろしく御執成におゐてハ可為本望候。已上

七月廿七日

白石答餘

132X/517

卷子本一軸、軸長一七・四釐。薄茶色地雷文繫牡丹唐草織出緞子表紙（一七・四×二一・〇釐）、牙軸。題簽淺葱色地金採箔散らし料紙に墨書「白石答餘」。見返薄茶色竹紙風料紙に山水画風の多色刷下絵を左下部にあしらつた「長春館」名人詩箋。宛名不明新井白石書簡二通を収める。末尾印記「月明莊」。印籠造桐箱入、蓋表打付墨書「白石答餘 一軸」、実手前貼紙墨書「白石／書簡」、四〇〇字詰原稿用紙に六枚にペン書翻字、末尾「廿八、五、調製」と記すものを付す（森銑三か）。『弘文莊待賈古書目』第三三号（一九五三）九三番に「新井白石自筆書簡」として掲載される。同書および阿部隆一も確実な宛名を推定していないが、『文人の書と書物』で記したように、『名山蔵手簡』付録の小瀬復庵書簡に本書簡の内容に類似する記述がある。この二通も復庵宛と推測される。やはり享保二年前後のものであろう。

一〇 新井白石書簡（その一）

六枚継、一五・五×二四八・一種。

古年号之事御尋にて被仰下候趣承知、扱々大幸なる事、数十年之疑を決し候事、歛躍此事に候。先師存日、〈某〉故家ノ系図いかにもくふるきものに常色幾年と有之候を、年号らしく候へども、国史に無之事故心得がたく、先師へ問ひ候へども、文献之徴なく候て、それ迄にて打過候キ。厥後源平盛衰記、又永享記、浅草観音縁起等にて年号と見え候ものを二三見あたり、弥疑を生じ候処に、出所たしかなるものに多クの古年号詳に載せしを見出し、年来見置候所と引合せしに、互ニ符合の事にて、先師存日に見出し候はぬ事、於今遺恨之一つ二候。これにより、これらの事どもしるしも置くべき事と存候に、〈某〉見あたり候三四のものばかりにては、文献之徴不足にて、国史に見え候ハぬ事を申す事いかゞと、事を果し候ハで又年序を空過し候。しかるに被仰下候処、皆々〈某〉不存候事にて、十ばかりも見え候。しかればいかに国史に無之候とも、十三四の徴とし候事有之、殊ニ詳にしたりし文も候上は、此上引合セ符合候はむには、これにすぎ候よき証は有之まじく候。右申候ごとく、被仰下候もの〈某〉未見之事共二候。あはれく〜なにとぞ御う

つし御見せ可被下候。その縁起などの文、御うつし被下候へと
の事にハ無之候。

いづれの代 いづれの縁起に 年号 幾年月日

如此の趣にて事済可申候。此事は偏にく奉頼候御事に候。御うつし被下候はゞ、此方出所之文と引合セ見候て、符合し候ハゞ、此方の文もうつし、可懸御目候事勿論の事に候。此方のもの、国史に徴なく候上は、率爾に申入がたく候歟。

一、右申上候ごとく、国史ニ徴なく候はむ事を他の文献之徴によりて疑を決し候、いかゞしくも聞え申すべく候へば、止事を得がたき一事左に注し候。

一、尽信書不如無書とも有之候。伝疑なども承及候キ。本朝の事ども、国史ニ拠らずして信を取り候はむ、不可然候事のやうに候は勿論の事に候。然るに、日本紀など信を取りがたき事多きものハ無之候。此事きはめて口を開きかたき事に候へども、それニハ御決断候ハん事と存候に付、多きうちまづ一事申上候。其事ハ、仲哀は日本武の御子にて、御叔父成務の御譲を受られ候て、治世数年にて五十二にて崩御し候由、国史に見え候。此文に拠り候て逆に推し候ニ、成務治世六十年と候へば、仲哀は成務即位の後十数年のほどにて降誕のつもりに候。さて又成務

は御兄の日本武早世故に皇子に御たち候と見え候。皇子たる事
幾十年の後に御父景行崩御にて成務即位と見え候へば、かれこ
れを推し候二、仲哀は御父日本武薨後三十九年め二御生まれ候
と見え候。父の死後四十年を経候て、子の生まれ候事も可有之
か。仲哀崩後十余日にて応神降誕とも申候へ共、これらはせめ
てももの事にて、四十年の後はあまりの事に候。これらの事二ハ、
和漢合運にて御覽候てもそのまゝ見え候へく候。もしく、五十
二の五の字、九の字をや誤写し候と存じめぐらし候へども、九
十二にて遺腹の皇子もめづらしく可有之候か。これにより古事
記を考候処に、日本紀とは以之外なる相違の事ども相見え、仲
哀の崩年大きに相違の事に候。これもまた疑しく罷成り、仲哀
崩年二神后西征と見え候に付て、魏志并東国史等を引合せ考候
に、いかにもく古事記には符合し候。日本紀二ハ右の三書は
大きに相違し候か。これら疑端の生じ候事にて、さて其外の事
共を数書を以て引合せく考候に、古事記に限らず姓氏録等の
ごとき、いづれも代々の勅撰に出候ものどもにも不都合の事ど
も日本紀に見え候に付、此考異をひそかにこゝろざし、筆をも
たて置き候ものども有之候。右年号などの事も、其一つに有之
候へば、御たのミ申上候事に候。

一、さて、日本紀なに事によりてかそれらの相違候とその根源
を窮め候に、旧事記によられ候故の事と見え候。本朝国史旧事
を以て本とし候へども、まづ此書は未成の書たる事、不可疑候。
況や天武の勅語に旧事にハ前代帝皇の年紀等大に譌り候よし
にて、これによりて古事記は出来候ことに候。然るをいかなる
朝議に候か日本紀は旧事記に拠られ候キ。これも能々考見候二、
旧事記の譌と、日本紀旧事記に拠られ候と、一々其謂ある事に
候。其故は、古事記などのごとく事実に拠り候ては、神武開国
之日あまりに近くなり候を忌まれ候て、推古より以前の代をバ
治世六七十年、年寿百數十くとひたものに年数を増され候故、
神武開国之日も遠くなり候へとも、ようやく春秋魯閔公の初年
二当り候歟。事実のまゝに候はゞ、大かた漢初とゆきあひ候ほ
どの事二も可有之候事に候。此一事によりて、日本紀ハ旧事記
に拠られ候処二、例の年数を増し候にばかり心をつけられ、景
行成務二代共に六十年の治世と候二付、こゝにて百二十年にな
り候故、仲哀の生年ハ日本武薨後三十九年二当り候不都合も出
来たるにて候。推古より以下ハ隋唐往来、譌を容れがたく候故
に、此のちの事も暦数二相違なく見え候。右のごとくに候へば、
古年号などあまりに俗に候故、日本紀には刪去られ候事と見え

候。雖然事實とは申し難く候。それハありし事をあとかたなくせられ候故の事に候。

一、古年号、俗と申候ハ、常色など見え候は、トキワノイロとの事と見え候。僧の字は皆々増の訛と見え候。増聴など候は、キ、シニマスとの事と見え候。如此のゆきかた、たとへば官名の申食国政大夫など申すごとき、日本上代ノ文字あつかひ、よのつねの事たるへく候。されど異朝へも末代へも誠ニ外聞いかしく候へば、日本紀ニは刪去られ候と見え候。以上

十二月十一日

一一 新井白石書簡(その二)

二枚継、一五・四×八四・三種。

守宮槐

群芳譜御抄出被下候。御むつかしき事忝奉存候。老拙先年此譜をも抄出候へとも、守宮槐の事、ゆめく心もつかぬ事にて、遺漏慙恨候事に候処に、御蔭に候て即補入仕り、殊に弱幹紫花根側分小本移種等の事とも、珍重之至に候。石竹と申す草も候。秋海棠と申す草も候。守宮槐と申す草もあるましきにて無之候。

而況本邦山陽東山之方産に大木之よしは、まさしく見候人の物語を承候上は、承候事のごとく方俗の芳宜と申し来り候もの、よく似たるものに御坐候。但し、御垂教之上に愚管も候を申すましきにもなく、且は講究のために候故、一事申入、御料簡をうか、ひ候。爾雅に抛り候に、守宮槐ハ昼聶宵炆とありて、此名ありと見え候。聶、合也、炆、張也と注し候かと覚え候。しかるに芳宜と申すものハ、葉昼開きて夜合候へは、第一に守宮の实なく候と見え候。是一つ。槐には葉黒而大者、昼合夜開者、細而青緑者ありと見え候へとも、その葉はたとへは合飲木ののごとくに候歟。しかるに、芳宜と申すものハ、葉円に品字をなし候事、豆葉のごとくにして、ふしきなるものに候。其葉類しかたきやうにも候。是二つ。其花も豆花のごとくにして穂をなし、結実も似豆花状候ものは芳宜に候。しかるに槐も結実似豆角状と見え候キ。色は角をなし候もの、類多くは皆々其花豆のごとくに候。しからは槐花の形を詳細にしるし候ものなく候へとも、花もまた豆花のごとくにも候ひしやらむ。むかしの宅に槐のふしきなるものを移植候事候ひしかども、樹を成さす候うちに宅をうしなひ候へば、花を見るに及はず候。いかゞ候やらむ、定而御試とは存候。たゞいづれにも物名の其名を得候処に抛り候

て事を決すべく候ハ、芳宜のごときは名実相合ひ候とは申し
がたく候はいかに。或は木をなし或は草に候などは、抑第二義
にも候ハん歟。むかし若水先生の救荒本草に抛られ候て、胡枝
子の事か申候キ。救荒之図之所を見候にも、しるし候所を見候
にも、似たる事は似候と見え候へとも、いかにとも定申しかた
くは覚候キ。但し胡枝子気味与槐相類と見え候へは、御教示に
も守宮槐にもやと承候事、符合し候所も有之候と存候。これに
よりに愚管の所は、山陽東山之俗に芳宜に候と申すも、もとこ
れ俗眼の見及ひ候事にて、似て非なる事を弁するに及ばずもや
候はむ。そのいはゆる芳宜の大木に候と申すものハ、御申しの
ことき守宮槐にて、紫日花草本のものハ、若水先生の御申しの
ことき、明人申す所の胡枝花、但しそれも明時俗間の今名にて、
古の時には蕭といひ萩と申すもの、中世已降旧名隠れ候へば、
蕭萩に異説も出来り、つゝにこれすなはち今の胡枝花なる事を
しらぬにてはあるましく候歟。朝鮮人ハ芳宜をは柎と申しあら
そひ候。経国大典に柎燭見え候。因時の蕭燭を考合せ候へは、
似たるものにて朝鮮の方言には蕭を柎と申すとは存し候。如何。

君美拜